平成２３年（フ）第３７号
宮城県角田市君萱字神鳴15番地１
債務者　水野　辰徳
１　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第４９号
宮城県大崎市三本木新町２丁目23番35号
債務者　熊谷　遼太
１　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
秋田市手形田中１番38号
債務者　奥州谷幸子
１　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６４号
秋田県男鹿市戸賀戸賀字戸賀19番地
債務者　鈴木　利一
１　決定年月日時　平成23年５月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５号
福島市飯坂町平野字北天王下１番地の３　フレグランスパレット102号室
債務者　千葉　淑子
１　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第６９号
福島市入江町６番８号　サンハイツ２―101
債務者　伊東　光浩
１　決定年月日時　平成23年５月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第７４号
福島市岡部字当木前４番地の１
債務者　関田　和美
１　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第７８号
福島市上名倉字玉ノ木９番地
債務者　二瓶　秀一
１　決定年月日時　平成23年５月17日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第３８６号
千葉県船橋市高根台５丁目１番252棟304号
債務者　蓮田　乃介
１　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４１４号
千葉市中央区都町３丁目23番22号
債務者　赤石　正子
１　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４３５号
千葉市緑区おゆみ野５丁目38番地７　ファーストヴューラー弐番館201号
債務者　徳岡　麻梨
１　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４６３号
千葉県船橋市夏見４丁目１番20―101号
債務者　小澤ひろ子
１　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４７１号
千葉県船橋市山手３丁目１番22号　コーポＡＫＩ101号
債務者　吉田　哲男
１　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４７６号
千葉県市原市五井中央西２丁目７番地15　ウルマ駅前ビル511号
債務者　田中ロリーナこと　タナカロリーナバタック
１　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６７号
金沢市四十万６丁目２番地　ペルシェ四十万駅前102号室、住民票上の住所金沢市上中町へ１番地１、従前の住所石川県小松市義仲町48
債務者　中村　　均
１　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２５号
福井県大飯郡おおい町福谷第58号７番地
債務者　森下　智行
１　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第２６号
福井県大飯郡おおい町福谷第58号７番地
債務者　森下　和江
１　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福井地方裁判所敦賀支部